

風・光・ふれあいのまち、豊中を目ざした開発行為等を行うために…

—環境配慮指針について—

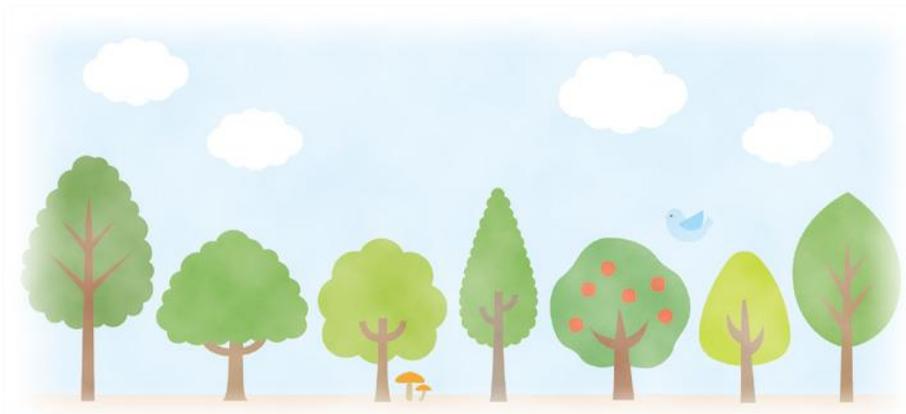


豊中市

①環境配慮指針とは

豊中市は、服部緑地や千里川、天竺川、猪名川などの自然をベースに、人々が暮らす住宅地、お店などが立ち並ぶ商業地、工場や倉庫などが集積する工業地などがあり、それぞれが調和しながら共存しています。

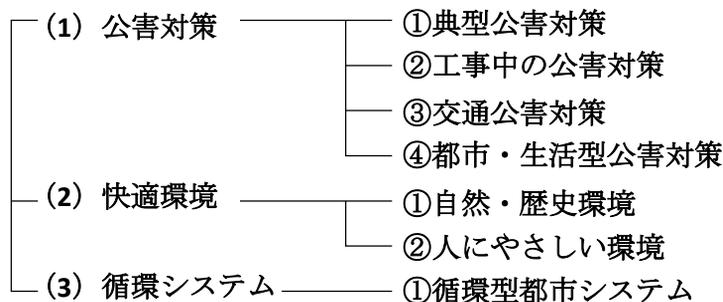
環境配慮指針は、“創ろう風と光とせせらぎとふれあいのまちとよなか”の実現に向けて、豊中市環境の保全等の推進に関する条例(平成17年制定)に基づき、開発や事業実施において環境に配慮すべき具体的な事項を「配慮項目」とし、その内容を「環境の保全のための措置」として規定したもので、環境配慮の目安・目標又はガイドラインといえるものです。各事業者が環境に対する配慮を計画の早い段階から検討し、環境の保全のための措置を実施しやすくするために、作成したものです。



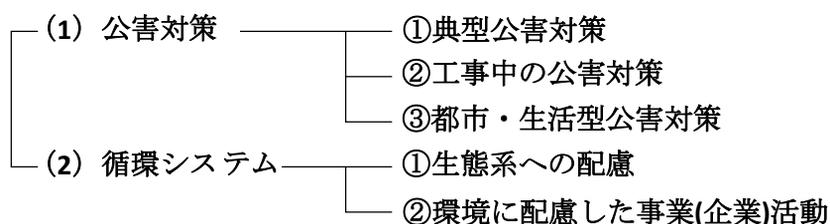
②構成

環境配慮指針は、以下のように構成されています。

A. 事業者(企業)が開発事業等を実施するにあたって配慮すべき項目及び環境の保全のための措置



B. 事業者(企業)が日常の事業活動の中のみでなく、一市民として地域社会の中で良好な環境づくりに取り組むために配慮すべき項目及び配慮の保全のための措置



③届出の要件

- 施行面積が1,000平方メートル以上の土地区画整理事業
- 施行面積が1,000平方メートル以上の市街地再開発事業
- 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為
- 土地の面積が1,000平方メートル以上の宅地造成事業
- 敷地面積1,000平方メートル以上の建築物の新築
- 敷地面積1,000平方メートル以上の建築物の増改築で、かつ平成17年(2005年)10月1日時点の延べ面積の1.2倍以上になるもの
- 敷地面積1,000平方メートル以上の駐車場・資材置場の新設又は増設
- その他環境に配慮すべき必要の程度が上記に示す事業に準ずるもの
 - 「豊中市土地利用の調整に関する条例」第2条第5号イに該当する開発行為で開発面積が1,000平方メートル以上のもの※
 - 池の埋立て

※医療施設など公益上必要な建築物の建築のための開発行為等



④環境配慮指針

A 事業者(企業)が開発事業等を実施するにあたって配慮すべき項目及び環境の保全のための措置

(1) 公害対策／配慮項目・環境の保全のための措置

①典型公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
1 発生源や民家との位置・方向等	◇施設の建設に当たっては、周辺住宅との距離や方向、既存工場の状況などに配慮し、排出ガス・騒音などによる周辺への影響をできるだけ抑えるよう努めること。
2 緩衝空間の設置(騒音対策)	◇建物の周囲に空間を確保するため、道路に接する敷地の部分には、歩行空間や緑地などの機能を兼ねた緩衝空間を設けるよう配慮すること。
3 排出口の位置等の配慮	◇排出口、排水口については、周辺の生活環境、水生生物などへの影響を考慮し、位置、高さ、方向に配慮すること。
4 建築構造・防音対策	◇騒音を発生する施設を有する場合は、壁・窓などの遮音性を高めるとともに、換気口への防音フードの設置、植樹などにより防音対策に努めること。
5 隣接構造物への配慮	◇軟弱地盤地域に立地する場合は、隣接構造物への影響を考慮し、基礎の位置や構造等に配慮すること。
6 日照・電波障害対策	◇周辺への日照や電波受信状況に及ぼす影響を事前に調査し、日照阻害や遮蔽障害、反射障害などの電波障害による影響を軽減するよう施設の配置、高さ、形状などに配慮すること。
7 複数の建築物による電波障害対策	◇複数の建築物により電波障害が生じた場合には、関係者の協力により、主たる原因者が責任をもって共同受信装置の設置などの対策を講じること。
8 地盤改変の配慮	◇やむを得ず地盤高を変更する場合は、日影などによる隣接地への影響に配慮すること。

②工事中の公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
9 工事中の電波障害対策	◇工事に生じる電波障害についても、適切な対策を講じること。
10 工事中の樹木の保護	◇保存する必要がある樹木等には、工事機器による損壊を防ぐための柵などを設置し、その保護に努めること。

③交通公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
11 自動車による大気汚染・騒音への対策	◇幹線道路の計画に際しては、周辺地域の空気、騒音等の環境基準に照らし、生活環境に著しい影響を及ぼさないよう、防音壁や緩衝帯の設置等の適切な対策を講じること。
12 沿道等の緑化	◇道路及びその周辺については、大気浄化や防音等の緑の環境保全機能を踏まえた緑化に努めること。
13 沿道建物用途の配慮	◇幹線道路沿道などの周辺施設では、騒音、排気ガスなど交通公害の影響に配慮した建物用途・施設配置に努めること。
14 沿道建物開口部の配慮	◇幹線道路沿道などの周辺に設置する施設は、窓などの開口部を防音仕様にするなど、防音、遮蔽に配慮すること。
15 施設周辺の円滑な交通処理	◇大規模開発に伴う新設道路の計画に際しては、交通の安全と円滑な通行が図れるよう、既存道路との接続や公共交通機関の円滑な運行に配慮すること。
16 施設周辺の安全な交通処理	◇大規模集客施設の建設により、新たに生じる交通量によって周辺の交通渋滞、交通事故などが生じないよう、道路との接続の位置、交差点の改良等の交通流対策や駐車場の配置等に配慮するとともに、必要によっては取付道路や歩行者空間を整備すること。

④都市・生活型公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
17 商業施設の周辺環境への配慮	◇深夜型店舗や飲食・物販等の商業施設においては、営業時間、商品の搬出入や来客等に伴う騒音や夜間の照明による影響などについて、周辺住民への生活の静穏、安全面に配慮すること。
18 駐車場周辺への配慮	◇駐車場へ出入りする車による隣接地への騒音、排気ガスによる影響や早朝、深夜の出入り音等に配慮すること。
19 駐車場での安全対策	◇駐車場の出入口には、必要に応じてカーブミラーの設置や歩行者用出入口を設けるなど、交通安全施設を敷地内に設置するとともに、場内の安全対策にも配慮すること。
20 オープンスペース等の適正管理	◇マンション等においては、緑地、広場や植栽場所といったオープンスペース、側溝等の適正な維持管理に努め、良好な景観や美化に配慮すること。

(2) 快適環境／配慮項目・環境の保全のための措置

①自然・歴史環境

配慮項目	環境の保全のための措置
21 既存の自然環境資源の事前調査と保全活用	◇各種の事業計画に際しては、自然の緑地、古木・大木、水路等の水辺、生息している動植物などの環境資源の適切な保全・活用を図るとともに、必要に応じて現況調査などを行うこと。
22 移植等による既存の植生等の活用	◇やむを得ず既存の植生・地形を改変する場合は、移植等により既存の植生の保全を図るとともに、表土は、適切に保管し、植栽などに使用するほか、環境資源としての活用に努めること。
23 敷地内の緑化	◇別に定める基準(※)に基づき、可能な限り敷地内に緑化スペースを確保し、シンボル緑化、生垣緑化など多様な緑化に努めること。
24 壁面緑化等による緑化	◇敷地内に十分な緑化スペースがとれない場合は、壁面緑化、ベランダ緑化、屋上緑化などに配慮すること。
25 緑化位置や樹種の配慮	◇緑化スペースの配置や樹種の選定については、周辺環境との調和や修景、遮光、防音などの「みどり」がもつ多様な機能を生かすよう配慮すること。
26 緑の防音機能などの活用	◇工場・事業場では、防音、防火、遮蔽などの機能を考慮した緑化をすすめること。
27 緑によるビル風防止	◇高層建築物では、圧迫感の緩和、ビル風の防止等のため、建物の周りに十分な緑地を確保するよう努めること。
28 歴史環境の保全・活用のための試掘	◇工事の着工に当たっては、事前に建設予定地内の遺物・埋蔵文化財などの存在の有無を確認するため、必要に応じて試掘調査を行うこと。

②人にやさしい環境

配慮項目	環境の保全のための措置
29 文化・コミュニティ性の確保	◇公共性の高い施設の整備に際しては、文化性やコミュニティ機能を高めるため、地元住民や利用者の意見・要望などに配慮すること。また、福祉面にも配慮すること。

(2) 循環システム／配慮項目・環境の保全のための措置

③循環都市型システム

配慮項目	環境の保全のための措置
30 雨水浸透への配慮	◇別に定める基準(※)に基づき、地下水のかん養、下水道施設への負荷軽減を図るため、道路の歩道部やオープンスペース、駐車場などは、可能な限り透水性のある舗装やインターロッキングブロックなどを採用し、地表面を必要以上にコンクリート等で覆うことのないよう雨水浸透に配慮すること。
31 雨水貯留・活用への配慮	◇雨水貯留槽(施設)の設置によって、敷地内の雨水をトイレ、散水、洗車などの雑用水や防火用水などとして活用することや、雨水を利用してとんぼ池等のビオトープを設置することなど、雨水貯留・雨水活用に配慮すること。

(※)基準については市担当窓口へお問い合わせください。

配慮項目	環境の保全のための措置
32 透水性のある雨水排水施設への配慮	◇雨水排水施設の整備に際しては、浸透方式の採用にも配慮すること。
33 コージェネ等による省エネルギーへの配慮	◇大規模事業については、地域冷暖房、コージェネレーションなどのエネルギー供給システムや中水道システムの導入を図るなど、省エネルギーに配慮すること。
34 建築構造による省エネルギーへの配慮	◇建築物の配置や窓の位置を工夫することにより、通風、採光を確保するとともに、床下・屋根裏換気、断熱材の使用や壁面緑化などにより省エネルギーに配慮すること。

B 事業者(企業)が日常の事業活動の中のみでなく、一市民として地域社会の中で良好な環境づくりに取り組むために配慮すべき項目及び配慮の保全のための措置

(1) 公害対策／配慮項目・環境の保全のための措置

①典型公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
1 生産工程、原材料等の見直し・改善	◇使用燃料や原材料については、常に良品の物を導入するとともに、生産工程の改良や技術開発により排出ガス及び水質汚濁の低減や抑制に努めること。
2 処理施設の適正な維持管理	◇公害物質などの処理施設については、点検項目、点検時期、担当者の配置など計画的で適切な維持管理体制の整備に努めること。
3 公害発生状況のモニター	◇公害の発生状況を監視するため、必要に応じて大気、水質、騒音など公害物質の定期的な測定を行うとともに、目や耳など五感によるモニターなどにより周辺への影響の把握に努めること。
4 資材等の適切な保管	◇資材などの保管は、粉じん等が飛散しないよう散水、防じんカバーの設置など適正な処置を講じること。
5 廃棄物の適切な保管	◇事業活動に伴い発生する廃棄物を保管する場合は、飛散、流出、地下浸透、悪臭等が生じないよう適切な管理を行うこと。
6 有害物質の適正な保管	◇各種有害物質の保管施設や地下貯留施設については、液漏れ等による地下水・土壤汚染を防止するため、適正な構造や維持管理に努めること。

②工事中の公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
7 工事廃棄物の焼却処分の禁止	◇悪臭や黒煙等による周辺への影響を及ぼさないようするため、工事現場での廃棄物の焼却処分は行わないこと。
8 工事現場の粉じん対策	◇工事中の粉じんの飛散については、散水、シートなどによる適切な対策を講じること。
9 工事現場の排水対策	◇工事に伴う排水は、工事が長期にわたる場合は公共用水域に直接排水することのないよう、沈砂池などにより適切に処理すること。
10 工事による騒音・振動対策	◇工事中の騒音・振動対策として、建設工法、防音・低振動型機器の使用、工事時間帯の調整、建設機器の配置、防音パネル・防音シートの設置など、周辺地域への影響を低減するよう配慮すること。
11 工事車両による公害対策	◇工事車両は、周辺への騒音、振動、排気ガスの影響を低減するよう、不要なアイドリングを防止するとともに、駐車場所、走行時間帯及び走行ルートに配慮し、工事現場周辺の通行の安全確保に努めること。
12 工事現場及びその周辺の美化	◇工事現場及びその周辺では、建築資材ごみ、廃材等の放置により周辺環境を損なわないよう配慮するとともに、景観に配慮した工事用仮囲いなど、道路や周辺の美化に努めること。
13 薬剤による地下水等への配慮	◇地盤改良に際しては、薬液による地下水や樹木等への影響を生じさせないよう、施工範囲や施工方法などに配慮すること。

配慮項目	環境の保全のための措置
14 掘削工事に伴う地盤変状の防止(1)	◇掘削工事に当たっては、必要に応じて事前に地盤調査、隣接構造物等の調査を行い、周囲の地盤に変状を与えない適切な土留工法を採用するとともに、隣接構造物と掘削位置を離すなど、周囲の家屋その他の諸施設に影響を及ぼさないよう配慮すること。
15 掘削工事に伴う地盤変状の防止(2)	◇地下水位が高い地盤での掘削工事に際しては、周辺での地盤沈下を防止するため、土留の遮水性を高め、地下水位を過度に下げないように配慮すること。
16 盛土工事に伴う地盤変状の防止	◇盛土工事を行う場合は、事前に地盤調査を行い、大きな圧密沈下や周辺地盤の隆起、湛水などを生じるおそれのあるやわらかい粘土地盤やゆるい砂地盤の場合は、地盤の安定性の確保に努めるとともに、盛土の範囲を隣接構造物から十分離すなど、適切な対策を講じるよう努めること。
17 その他の工事に関わる配慮	◇建築用型枠材は、繰り返し使用できる型枠を使用し、熱帯材の使用を抑制するなど、材料や工法などに配慮すること。

③都市・生活型公害対策

配慮項目	環境の保全のための措置
18 資材搬出入に伴う周辺への配慮	◇資材などの搬出入車については、周辺環境に悪影響を与えないよう、積み卸し作業音、走行時間帯、走行ルートなどに配慮すること。
19 洗い場排水の適正な排水	◇洗い場の排水は、汚水管に接続し、雨水排水施設から公共水域に流出しないように配慮すること。
20 管理責任者連絡先の明示	◇ビルやマンションにあつては、できるだけ管理人室を設置して管理人を常駐させるとともに、戸数が少なく管理人の常駐が不可能な場合は、管理責任者や連絡先等を明示するよう努めること。

(2) 循環システム／配慮項目・環境の保全のための措置

①生態系への配慮

配慮項目	環境の保全のための措置
21 花や実のなる生態系に配慮した緑化	◇花や実のなる樹木など野鳥や小動物を呼び寄せられる樹種や、土壌、地形等に応じた地域の自然植生を活用するなど、生態系に配慮した緑化に努めること。
22 生態系に配慮した樹木の管理	◇樹木の管理に当たっては、本来の樹形を損なうことのないような適切な剪定に努めるとともに、生物の生息環境に配慮すること。
23 親水性や生態系に配慮した護岸の整備	◇河川・ため池の堤防や護岸の整備においては、緩傾斜護岸や空隙のある構造を採用するなど、できるだけ動植物の生息に配慮した工法に努めること。
24 樹木、草花を活用した水辺環境の整備	◇水路などの水辺環境においては、樹木、草花を活用し、水面に日陰をつくるなど、生物が生息しやすいように配慮すること。
25 生き物に配慮した水際・河床の整備	◇河床、護岸の単純化を避け、水際線に変化をもたせるため、護岸部への置石、くい打ちなどを行い瀬や淵を設けるなど河床に変化をもたせるとともに、水域・湿地・陸部の連続性を保つよう、配慮すること。

②環境に配慮した事業（企業）活動

配慮項目	環境の保全のための措置
26 環境にやさしい商品の開発、改良	◇使い捨て商品の生産抑制、リサイクルしやすい材質や構造への改良、製品・部品の標準化、規格化と部品の保存期間の長期化、製品寿命（耐用年数）の延長化、不必要なモデルチェンジの抑制、低騒音・低振動型など低公害機器への改良などに配慮すること。
27 エコビジネスの推進	◇有害物質の使用を減らし、代替品の早期開発に努めるとともに、ソフトエネルギーを利用した機器など、地球全体の資源と環境保全を考えた商品の生産販売に配慮すること。
28 トラック輸送の抑制・見直し	◇トラック走行量の抑制を図るため、輸送の平準化、ジャスト・イン・タイムや輸送手段の見直しなど物資輸送効率の改善に努めること。
29 通勤用自家用車の自粛規制・低公害車の利用	◇通勤のための車の使用自粛や、天然ガス自動車、電気自動車等の低公害車を導入利用するとともに、貨物の運搬については、ディーゼル車の使用をできるだけ避けるよう努めること。

⑤環境配慮指針の手続きフロー

工事等着手前に、届出を行っていただき、環境配慮の内容について、確認・協議を行っていただきます。

環境配慮協議申出書の提出 [第52条] (事業者→市長)

協議

※申請書に添付するチェックリストには、
環境配慮指針の A の項目 (P1[構成]参照)
について記載

協議内容確認書 [第53条] (市長→事業者)

環境配慮対象事業着手届出書 [第57条] (事業者→市長)

着工・完了

環境配慮対象事業完了届出書 [第58条] (事業者→市長)

市から確認の検査

適合または是正した時

環境配慮対象事業適合通知書第58条] (市→事業者)

※事業の変更[第54条]、地位継承[第55条]、廃止[第59条]等についての手続きが別途あります。

担当窓口

環境部環境指導課 環境保全係

電話 06-6858-2107 FAX 06-6842-2802